

子ども・子育て支援新制度に係る見直し
(子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し)

1 求める措置の具体的な内容

年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること

クラス(学級)	0歳児				1歳児				2歳児				3歳児(年少)				4歳児(年中)				5歳児(年長)							
月次	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月				
児童のライフスケジュール ○:誕生日			○出生				○満1歳				○満2歳				○満3歳				○満4歳				○満5歳				○満6歳	
保育園の入所 (保育を必要とする)																												
幼稚園の入所 (保育を必要としない)																												

この間について、支給認定の対象とすることをご提案

2 具体的な支障事例

(1) 現状

幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。

幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)こととなっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳到達前の子どもであっても、施設の付帯事業として受け入れているのが実情である。

(2) 支障事例

① 総論

幼稚園等は、少子化により同世代の児童と交流する機会が少なくなってしまった児童のためのフィールドとなり、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、自我が芽生えはじめ、イヤイヤ期の児童(満2歳前後)については、教員や同世代の児童など、親以外の人間と活動することにより、自制心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。

年度当初に満2歳の子どもが年度途中で満3歳に到達してから随時入園すると、満3～5歳児学級のように全児童を対象とした通年の教育内容を組むことができず、児童の成長に影響がある。

② その他の支障事例

- 施設 : 3歳に到達するまでは、施設型給付（定員規模によるが1人あたり6万円程度）が受けられず、施設や保護者の負担で給付分を賄う必要がある。
- 保護者 : 3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料（市が定める保育料より高額の場合が多い）を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。

保育料の設定の例（本市保育料は、市民税額に併せて0～21,400円）

- ・ 1号認定の市保育料の高額の料金（21,400円）
 - ・ 1号認定の市保育料よりも高額な料金（28,000円）
- ※上記の2例は、いずれも市民税額に関わらず一律料金

- 児童 : (本市の事例では年度当初から入所しているところであるが) 誕生日到来までまったく入所できないとした場合、近隣の児童でも最大一年程度入所時期に差が生まれ、人間関係の構築が行いにくい。
また、児童の誕生日の分布状況により、年度上期に実施する行事が成立しない場合がある。また成立しても、出生月齢によっては参加できないため、豊かな人格形成の構築に支障がある。
- 市 : 認定を受けていない児童は正式な入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。

市はこの基準充足を確認した上で、「施設型給付の加算をしようか」「地域子ども・子育て支援事業等の補助をしようか」を決定することとなります。
しかしながら、通常市に報告される児童の数は、「支給認定対象として制度上入所している児童」に限られるため、独自入所児童を保育するために現に配置している保育士等が基準上余っているとみなされます。
こうした保育士等を各種公定価格上の加算に充てる等により、施設型給付費を過大に支給する等がないよう取り扱っています。

3 制度改正による効果

年度当初から満3歳児未満の子どもの教育・預かりニーズに応えることができ、児童の豊かな人格形成に資することが期待される。

2歳児でも幼稚園等に入園しやすい環境となり、増加し続けている3歳未満児の保育ニーズに対し、保育園のみならず幼稚園等がその解消に資することが期待される。

施設を真に利用している児童数の把握が容易になり、定員外園児の受け入れの防止等に繋がると考える。

4 背景となる本市の状況

(1) 施設や教育ニーズの状況

本市では、夫婦共働きを選択される世帯が多く、総合的には教育ニーズよりも保育ニーズが高い状況にあり、幼稚園は少ない。

施設数：幼稚園 6 か所、保育園 24 か所、認定こども園 8 か所、地域型保育 1 か所
定員数：教育 992 人、保育 4,280 人 計 5,272 人

現在待機児童はおらず保育ニーズには応えられているため、「保育園に入れるならばどこでもいい」という段階にはなく、「できるだけ希望の園に入りたい」保護者が多い状況である。

この一方で幼稚園については定員割れしており、ゆるやかながら、幼稚園から認定こども園への移行が進んでいる。

■新制度施行後の移行数：H29… 1 か所、H31… 1 か所（予定）

(2) 年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子ども

このような中、本提案での「年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子ども」は、本市には約 165 人いるが、このうち支給認定対象となる特定教育施設に通園している児童は 85 人と見込まれる。

残りの 80 人は旧制度幼稚園に通っているため、本改正による直接的なメリットはないものと考えているが、将来的に認定こども園や新制度幼稚園に移行される選択をされたとき、（あるいは就園奨励費の対象となるような改正が行われた場合）にメリットが生まれる。

	H27	H28	H29
特定教育提供施設数	4 施設	5 施設	9 施設
1号認定児童数	356 人	362 人	約 600 人(見込)
うち満3歳児途中入所数	38 人	40 人	約 85 人(見込)

※平成 27、28 年度は各年度末時点

※平成 29 年度は、7 月までの実績からの見込み値

※認定こども園で、「保育の認定を受け 3 号認定を受けており、満 3 歳の誕生日到来に合わせて 1 号認定へ変更する児童」は含まない

5 具体的な制度設計

本提案は、「現に幼稚園で預かっている子どもを支給認定の対象とすること」に主眼を置いたものである。(教育を行うべき範囲を2歳児まで拡大することを求めるものではない。)

本市では、現に保育を必要としない満3歳未満児も、年齢到達後の満3歳児(1号認定児童)も、同じクラスで同じ教育・保育をしているのが実態であるため、保育を必要としない満3歳未満児にも同様に1号認定を行うことを想定している。

教育を提供するものとして1号認定とするか、新たな区分(4号など)を設けるかは判断があるところと考えるが、新たな区分を設けると、保育料の設定、システム改修、適宜支給認定の変更などの事務負担や費用負担が膨大になることが想定される。

こうした事情がない・少ない市町村は、新たな区分を設けるメリットよりも事務負担デメリットが上回ると思われるため、現行の1号認定児童の範囲を拡大していただくことが望ましい。

(1) 年度当初で支給認定した場合の、事務手続き等について

年度当初で支給認定した場合、多くの4月入所児童と同時期に支給認定事務を行うことが基本となりますから、年度途中で誕生日到来とともに支給認定を発行する事務が軽減される。

	現行制度		改正案
	4月入所	4月から園に在園しているが、誕生日に支給認定(例:誕生日は8月)	4月入所(誕生日に関わらず4月に支給認定)
10月頃	支給認定申請 入所申請	仮入園申請	支給認定申請 入所申請
2～3月	(入所施設決定)		(入所施設決定)
4月	支給認定(1号) 入園	仮入園	支給認定(1号) 入園
...			
8月		支給認定申請 入園申請	
9月		支給認定(1号) 入園	

そして、支給認定を受けた以後について施設型給付の対象とし、

- ・支給認定を受け園に正式入園している児童として管理・報告
- ・市の定める保育料に従い料金を負担

していくこととなる。

(2) 年度当初で支給認定した場合の、幼稚園や認定こども園の学級編成について

幼稚園や認定こども園においては、教育を提供する満3～5歳児クラスにおいては教育課程に基づく教育を行うために学級を編成することを求められている。

こうしたことから、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」に準じ、【①満3歳児、②保育を必要とする2～3歳児、③年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子ども】を1学級で編成することが原則的と考える。

また上記のとおり満3歳に到達する前の2歳児については、必ずしも教育を提供する必要はないと整理したい。

これを踏まえて、③年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもは、園の事情により異年齢保育をすることも可能とすることとし、必ずしも専用室を求めないこととしてはどうか。

本市においては、幼稚園や認定こども園の学級編成については、「3歳児クラス（年少）」「4歳児クラス（年中）」「5歳児クラス（年長）」に加え、「満3歳児クラス」を設けている園がほとんどである。

また、本市の認定こども園においては、「保育を必要とする児童の2歳児室」が「満3歳児クラス」を兼用していることから、本制度活用にあたり新たなクラスを設けることは必要がない状況である。

参考資料 保育を必要としない満3歳の管理方法の例について

本市では、以下のような職員配置基準、加配加算要件を確認するための様式を提供し、毎月初時点での各種要件充足状況を確認している。

職員配置状況確認表. 平成 年 月 日現在. 施設情報入力欄. (1) 施設情報入力欄. (2) 配置改善加算の該当. (3) 基準算定に係る施設配置職員. (4) クラス担当保育職員. (5) 施設型給付における加算担当職員. (6) 補助事業担当職員. (7) 特別保育加配職員. (高市役所処理欄). 児童数等に対するの充足すべき職員数を管理しているが、「保育の必要のない3歳未満児（認定なし）」も含めて基準職員数を算出するように管理している.

児童数等に対するの充足すべき職員数を管理しているが、「保育の必要のない3歳未満児（認定なし）」も含めて基準職員数を算出するように管理している。

一方、H29より運用される処遇改善加算Ⅱ等においては、こうした児童を含めて計算すると支給額が過大になることから、「保育の必要のない3歳未満児（認定なし）」も含まない管理を行っている。